

基本計画書

基本計画											
事項		記入欄								備考	
計画の区分		短期大学の収容定員に係る学則変更									
フリガナ設置者		ガッコウホリジン オキナギリストキョウガクイン 学校法人 沖縄キリスト教学院									
フリガナ大学の名称		オキナギリストキョウタンキガクイダク 沖縄キリスト教短期大学									
大学本部の位置		沖縄県中頭郡西原町字翁長777番地									
大学の目的		沖縄キリスト教短期大学は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づいた学校教育を施し、人格の完成をめざし、社会に有用な人材を育成することを目的とする。									
新設学部等の目的		地域こども保育学科は、幼稚園教諭二種免許の教職課程を有し保育士養成施設として多くの人材を社会に送り出してきたが、全国的な18歳人口の減少、及び短期大学への進学率の低下、近年の学科の定員充足状況等を踏まえ、入学定員数及び収容定員数を変更し規模を適正化する。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地		
	地域こども保育学科	年	人	年次人	人	短期大学士（保育）	教育学・保育学関係	令和8年4月第1年次	沖縄県中頭郡西原町字翁長777番地		
計		2	70 (100)	— —	140 (200)						
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）		なし									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計						
		科目	科目	科目	科目				単位		
学部等の名称				基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
				教授	准教授	講師	助教	計			
新設	地域こども保育学科	人	人	人	人	人	人	人	人		
		6 (6)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	11 (11)			0 (0)	0 (0)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	9 (9)					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)					
	小計（a～b）	6 (6)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	11 (11)					
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
計（a～d）	6 (6)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	11 (11)						
分	計	6 (6)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	11 (11)			0 (0)	— (—)	

既設分	該当なし		人	人	人	人	人	人	人	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 〇〇人	
			(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
	小計（a～b）			(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
	計（a～d）			(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	計			(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		(-)
	合 計		6 (6)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	11 (11)	0 (0)	- (-)		
職 種		専 属			そ の 他			計			
事 務 職 員		20 (20)			18 (18)			38 (38)			
技 術 職 員		0 (0)			0 (0)			0 (0)			
図 書 館 職 員		1 (1)			0 (0)			1 (1)			
そ の 他 の 職 員		2 (2)			0 (0)			2 (2)			
指 導 補 助 者		0 (0)			0 (0)			0 (0)			
計		23 (23)			18 (18)			41 (41)			
校地等	区 分	専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用			計		沖縄キリスト 教学院大学(必 要面積7,500 ㎡)と共用(収 容定員:750人)	
	校 舎 敷 地	0㎡	13,266.82㎡		0㎡			13,266.82㎡			
	そ の 他	0㎡	17,427.23㎡		0㎡			17,427.23㎡			
	合 計	0㎡	30,694.05㎡		0㎡			30,694.05㎡			
校 舎		専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用			計		沖縄キリスト 教学院大学(必 要面積4,752 ㎡)と共用(収 容定員:750人)	
		1,154.16㎡ (1,154.16㎡)	9,993.92㎡ (9,993.92㎡)		864.16㎡ (864.16㎡)			12,012.24㎡ (12,012.24㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室	室		教 員 研 究 室			室			
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕冊		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕種		機械・器具	標本
		冊		冊		種		種		点	点
		〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕	〔 〕
		(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)	(〔 〕)
計		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)
スポーツ施設等		スポーツ施設			講 堂			厚生補導施設			
		㎡			㎡			㎡			
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	図書費には 電子ジャーナ ル・データベース の整備費 (運用コスト含 む)を含む。	
		教員1人当たり研究費等		200千円	200千円	—	—	—	—		
		共同研究費等		0千円	0千円	—	—	—	—		
		図 書 購 入 費	450千円	460千円	480千円	—	—	—	—		
		設 備 購 入 費	9,600千円	3,500千円	3,300千円	—	—	—	—		
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
			950千円	820千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金収入、手数料収入、雑収入 等								

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数
〇〇人

沖縄キリスト教学院大学(必要面積7,500㎡)と共用(収容定員:750人)

沖縄キリスト教学院大学(必要面積4,752㎡)と共用(収容定員:750人)

図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む)を含む。

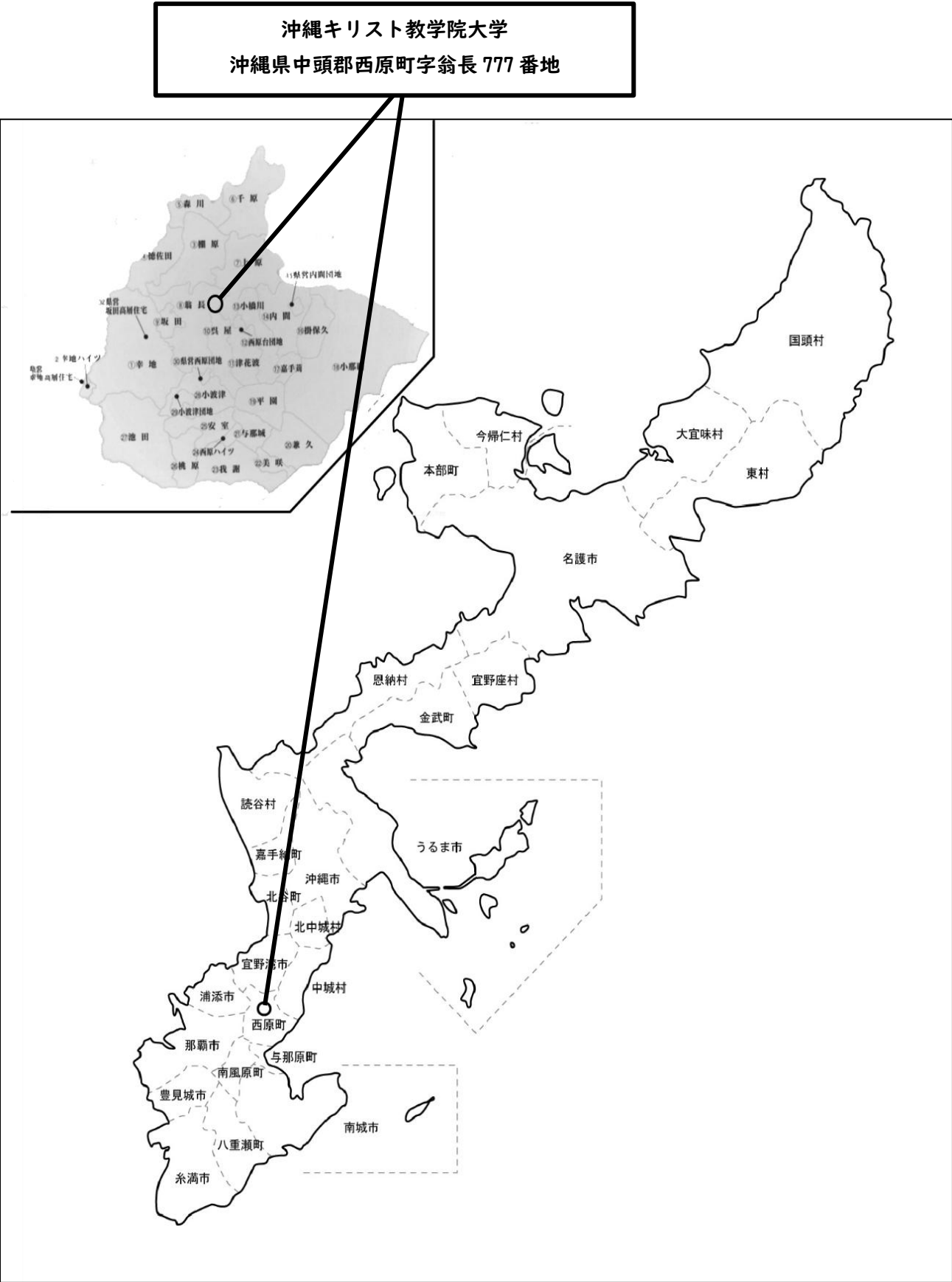
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称	沖縄キリスト教短期大学								※令和6年度より名称変更（保育科→地域こども保育学科）
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地	
	地域こども保育学科	2年	100人	1年次1人	200人	短期大学士（保育）	0.62倍	昭和42年度	沖縄県中頭郡西原町字翁長777番地	
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称	沖縄キリスト教学院大学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地	
	人文学部			1年次1人			0.94倍			
	英語コミュニケーション学科	4	90	3年次15	390	学士（英語コミュニケーション学）	1.07	平成16年度	沖縄県中頭郡西原町字翁長777番地	
	観光文化学科	4	90	1人	180	学士（観光文化学）	0.68	令和6年度		
	大学院									
	異文化コミュニケーション学研究科 異文化コミュニケーション学専攻（修士課程）	2	5	1人	10	修士（異文化コミュニケーション学）	0.1	平成20年度	沖縄県中頭郡西原町字翁長777番地	
附属施設の概要		該当なし								

学校法人沖縄キリスト教学院 設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
沖縄キリスト教短期大学 地域こども保育学科	100	-	200	沖縄キリスト教短期大学 地域こども保育学科	<u>70</u>	-	<u>140</u>	定員変更(△30)
計	100	-	200	計	<u>70</u>	-	<u>140</u>	
沖縄キリスト教学院大学 人文学部 英語コミュニケーション学科	90	3年次 15	390	沖縄キリスト教学院大学 人文学部 英語コミュニケーション学科	90	3年次 15	390	
観光文化学科	90	3年次 -	360	観光文化学科	90	3年次 -	360	
計	180	3年次 15	750	計	180	3年次 15	750	
沖縄キリスト教学院大学大学院 異文化コミュニケーション学研究科 異文化コミュニケーション学専攻(M)	5	-	10	沖縄キリスト教学院大学大学院 異文化コミュニケーション学研究科 異文化コミュニケーション学専攻(M)	5	-	10	
計	5	-	10	計	5	-	10	

校地校舎等の図面

1. 都道府県内における位置関係の図面



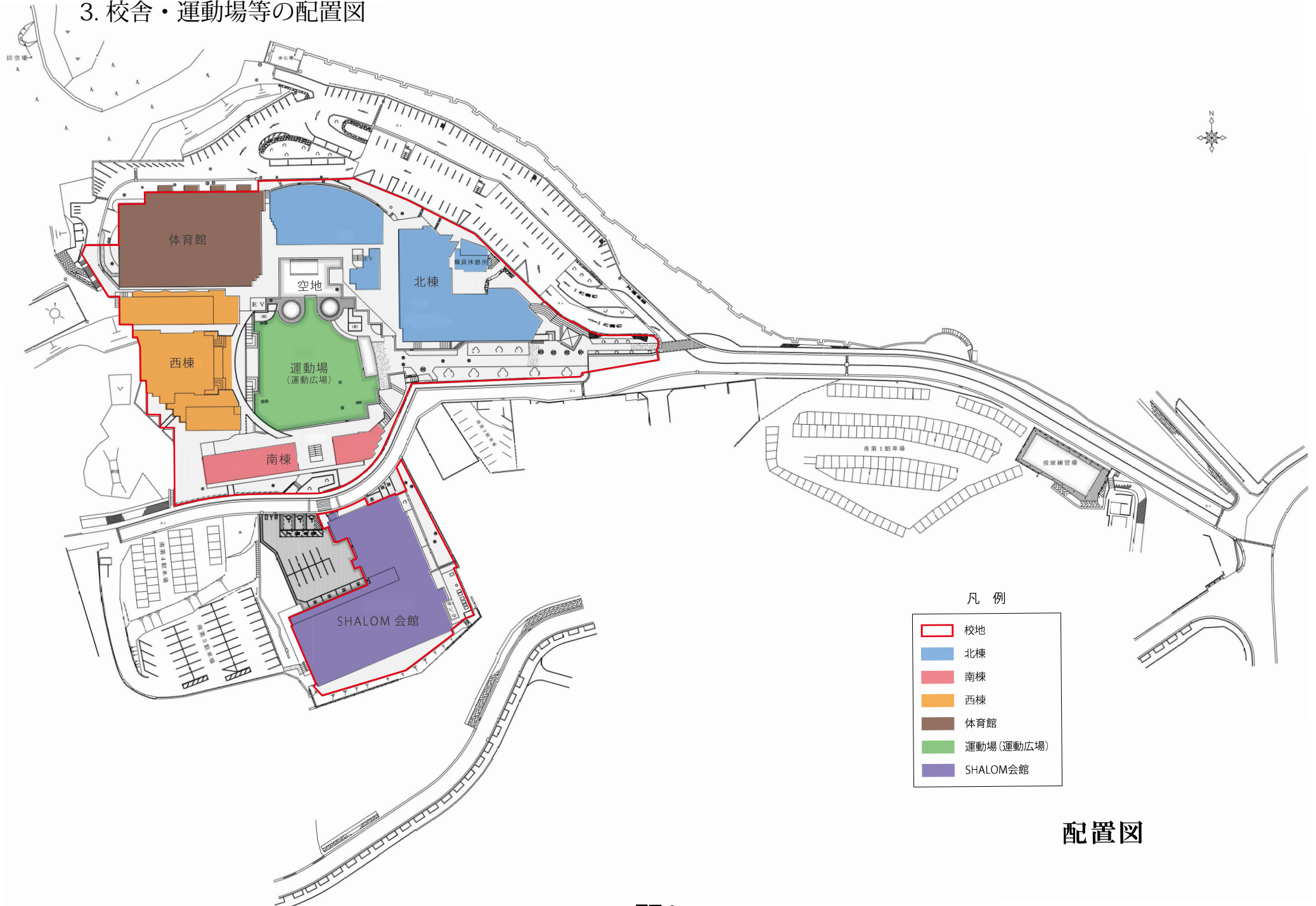
図面-1

2. 最寄り駅・バス停からの距離と交通機関が分かる図面



図面-2

3. 校舎・運動場等の配置図



配置図

沖縄キリスト教短期大学学則（案）

第 1 章 総 則

（目的）

第1条 沖縄キリスト教短期大学（以下「本短大」という）は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づいた学校教育を施し、人格の完成をめざし、社会に有用なる人材を育成することを目的とする。

（自己点検・評価、改善等）

第2条 本短大は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、それに基づいて改善を実施し教育水準の向上を図る。

2 前項の自己点検・評価を行うため、前項の趣旨に即し適切な項目を設定し実施する自己点検・評価・改善委員会を置く。

3 公的認証評価機関の評価を積極的に受け、教育の改善に努めるものとする。

4 自己点検・評価・改善委員会に関する必要な事項は、別に定める。

（教育研究上の目的の公表）

第2条の2 本短大は、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 本短大は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況について、刊行物やその他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表するものとする。

（住所）

第3条 本短大は、沖縄県中頭郡西原町字翁長777番地に住所を置く。

（学科及び定員）

第4条 本短大に次の学科を置き、定員は次のとおりとする。

（1）地域こども保育学科

（2）学生の定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
地域こども保育学科	70名	140名

（教育研究上の目的）

第4条の2

1 地域こども保育学科の教育研究上の目的

（1）キリスト精神に基づき、創造的で、感性豊かな保育者を養成する。

（2）学生と教師が相互の対話を重視し、人間力を高め合う保育者を養成する。

（3）多彩なカリキュラムを通して、実践力、応用力を身につけた保育者を養成する。

（4）国際的視野を持ち地域に貢献できる保育者を養成する。

（修業年限及び在学年限）

第5条 本短大の修業年限は2年とする。

2 学生は、4年をこえて在学することはできない。

3 職業を有している等の事情により修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、第1項の規定にかかわらず修業年限を2年を超えることができる。

第 2 章 学年・学期・休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年をわけて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(開学記念日及び休業日)

第8条 本短大の開学記念日は、4月9日とする。

2 休業日は、次のとおり定める。ただし、事情により変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する日

(3) 慰霊の日 6月23日

(4) 春季休業 2月10日から3月20日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月20日まで

(6) 冬季休業 12月24日から翌年の1月4日まで

3 学長は第2項の規定にかかわらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、もしくは休業日に授業を行うことができる。

(休業中の授業)

第9条 削除

第 3 章 授業科目・単位数・授業日数

(教育課程の編成方針)

第10条 卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、本短大及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学科に係る専門の学芸を教授し、職業または实际生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第10条の2 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(授業科目名及び単位数)

第10条の3 授業科目は、教養教育科目・専門教育科目に分ける。

2 授業科目及び単位数は次によるものとする。

(1) 教養教育科目については、別表1のとおりとする。

(2) 地域こども保育学科専門教育科目については、別表2のとおりとする。

(授業の方法)

第10条の4 授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業期間)

第10条の5 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第10条の6 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週他、本短大が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第10条の7 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

(単位の計算方法)

第11条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第10条の4第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

2 卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(成績評価基準等の明示等)

第11条の2 学科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学科は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第11条の3 本短大又は学科は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(卒業に要する単位数)

第12条 卒業に必要な単位数は62単位とし、その内容は次のとおりとする。

(1) 教養教育科目 必修科目および選択必修科目を含む16単位以上

(2) 専門教育科目 46単位以上

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第10条の4第2項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、30単位を超えない範囲で認定する。

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

第 4 章 入学・休学・復学・転入学・退学・懲戒

(入学の時期)

第14条 入学の時期は毎年4月とする。

2 削除

(入学資格)

第15条 本短大に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学志願)

第16条 入学志願者は、所定の期日までに入学願書、その他必要な書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出すべき書類は、その都度これを定めて公示する。

(入学者の選考・検定料)

第17条 前条の入学志願者については、入学者の受入れに関する方針に基づき、別に定める公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて選考を行う。

- 2 検定料は、30,000円とする。
- 3 本短大の指定する地域に在住している者の検定料については別に定める。
- 4 本短大の指定する資格を取得した者の入学検定料については別に定める。

(入学許可)

第18条 入学は、教授会の議を経て学長が許可する。

(入学者提出書類・納入金)

第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに、入学金及びその他所定の学費を納入するとともに、身元保証書その他本短大所定の書類を提出しなければならない。同書類の提出又は納入金の納入を怠った者は、入学許可を取り消すことがある。

(休学)

第20条 疾病その他やむを得ない理由により、学業を継続することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 感染症その他により、他の者に迷惑を及ぼすおそれありと認められる者に対しては、教授会の議を経て、学長は休学を命ずることがある。
- 3 疾病その他やむを得ない理由により、休学しようとする者は、その理由を付して保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。
- 4 休学は2年以上にわたることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、引きつづき休学を許可することがある。
- 5 休学期間は、第5条に規定する在学年限には算入しない。

(復学)

第21条 休学者は、学期の始めでなければ復学することはできない。この場合でも、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第22条 他の大学に入学又は転学を希望する者は、保証人連署で転学願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

第23条 他の短期大学から本短大に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。

2 転入学に関する細則は、別に定める。

(所属学科の変更)

第24条 削除

2 削除

(願い出による退学)

第25条 退学をしようとする者は、科長を経て願い出、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第25条の2 退学した者又は除籍された者が再入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

2 削除

3 既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(表彰)

第26条 学生が特に優秀で品行方正な者または他の模範と認むべき行為のあった者に対して、学長は教授会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒)

第27条 学生が、本短大の諸規程又は指示した事項、もしくは命令にそむき又は学生として本分に反した行為がある場合、学長は教授会の議を経て、退学、停学及び訓戒の懲戒処分に付することができる。

2 前項の懲戒処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 本短大の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

3 懲戒に関する規程は、別に定める。

(除籍)

第28条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

(1) 在学年限をこえた者

(2) 第20条第4項に規定する休学期間をこえてなお修学できない者

(3) 休学および休学延長の手続きを怠った者

(4) 学費の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第28条の2 除籍された者が復籍を希望する場合は、教授会の議を経て、学長が復籍を認めることができる。

2 復籍を許可された者の納入金は、学籍異動に関する細則の第7条第4項に準ずる。

第5章 成績考查及び卒業

(単位の授与及び成績判定)

第29条 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与えるものとする。ただし、第11条第2項の授業科目については、別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 各授業科目の履修成績は、毎学期末授業担当者がこれを評定する。評価は期末試験成績、随時試験成績、平常の学習状況・レポート等により総合的に行う。

3 評価の結果は、次のとおり表示する。

秀	90点以上
優	80点～90点未満
良	70点～80点未満
可	60点～70点未満
不可	60点未満

不可の場合は、履修したものとは認められない。

4 実習等の不可についても、秀・優・良・可・不可であらわす。

(入学前の既修得単位の認定)

第29条の2 本短大は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本短大における授業科目履修により修得したものとして認定することができる。

2 学生が入学前に行った第29条の4に規定する学修を本短大における授業科目の履修と見なし、単位を与えることができる。

3 前2項により本短大において修得したものとみなすことのできる単位数は、第29条の3第1項及び第29条の4第1項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第29条の3第2項により修得した単位と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

4 前3項の単位認定の取り扱いについては、別に定める。

(他の短期大学等における授業科目の履修等)

第29条の3 本短大において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が当該他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることがある。当該他の短期大学又は大学における授業科目の履修により修得した単位については、30単位を超えない範囲で、本短大において修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合にも準用する。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第29条の4 本短大において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、本短大における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、第29条の3の第1項及び第2項により本短大において履修したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- 3 前2項の単位の認定については、別に定める。

(卒業・学位・教育職員免許)

第30条 本短大に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。卒業の認定及び卒業証書授与は、3月及び9月に行う。

- 2 学長は、卒業を認定した者に短期大学士の学位を授与する。
- 3 学位授与に関する規程は別に定める。
- 4 教育職員免許状を取得しようとする者は、第12条の規定のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。なお、本短大において取得できる免許状の種類は次のとおりとする。

学 科	取得できる教育職員免許状の種類
地域こども保育学科	幼稚園教諭二種免許状

- 5 本短大地域こども保育学科において保育士資格を取得しようとする者は、第12条の規定のほか、児童福祉法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。
- 6 削除
- 7 削除
- 8 削除
- 9 削除
- 10 本短大において児童厚生2級指導員資格を取得しようとする者は、本短大が定める授業科目、単位を修得しなければならない。

(公開講座等)

第30条の2 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座・学外講義等を開設することができる。

- 2 学則第10条の3に規定する授業科目について、科目等履修生は評定を受け合格者は単位を修得することができる。単位修得を志願する者の身分は、学則第35条に定める科目等履修生とする。
- 3 公開講座に関する細則は別に定める。

第 6 章 大学運営協議会、教授会

(大学運営協議会)

第31条 本短大の管理運営に関する重要な事項を審議するため、大学運営協議会を置く。

- 2 大学運営協議会の下に、大学運営各種委員会を置く。
- 3 大学運営協議会及び大学運営各種委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第32条 本短大に教授会を置き、教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

(審議事項)

第33条 教授会における審議事項は、別に定める。

第7章 特別学生

(委託学生)

第34条 公共団体又はこれに準ずる機関から、本短大の特別科目について修学を委託された者がある時は、教授会の議を経て、委託学生として学長は入学を許可する。

(科目等履修生)

第35条 本短大の学生以外の者で、本短大の特定の科目について履修を希望する者がある時は、教授会の議を経て履修を許可することがある。履修生は成績評定を受け、合格者は単位を修得することができる。なお、修得単位が第30条第4項に該当する場合は、その項目が適用される。科目等履修生に関する細則は別に定める。

2 本短大において単位を修得した後に本短大に入学した場合、その修得単位が15単位以上あり、授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果をあげていると認められる場合、第5条の規定にかかわらず、教授会の議を経て、修業年限に2個学期を超えない範囲で通算することができる。履修年限の通算に関する細則は別に定める。

3 高等学校在校生で、本短大において授業科目の履修を希望する者があるときは、当該高等学校との協定に基づき、学長は、科目等履修生として履修を許可することができる。

(特別聴講学生)

第35条の2 他の大学等との協議に基づき、当該他の大学等の学生に特別聴講学生として、学長は本短大授業科目の履修を許可することができる。

(外国人に対する特例)

第36条 削除

(外国人留学生)

第36条の2 外国人で、本短大に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生)

第37条 本短大を卒業した者、又は之と同等以上の資格を有する者で、特に本短大で研究を希望する者がある場合は、教授会において選考の上、研究生として入学を許可する。研究生は指導教授を選び、一定の時期に研究の成果を報告しなければならない。研究成果の報告を怠り、或いは実があがらない場合は除籍する。研究生に関する細則は別に定める。

(学生に関する細則)

第38条 委託学生・科目等履修生・留学生・研究生など特別学生といえども、本学則の外、正規の学生に関するその他の規定を準用する。特別学生に関するその他事項は別に定める。

第 8 章 奨学制度

(奨学制度)

第39条 本短大に給付奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する事項は別に定める。

第 9 章 管理・運営・職員組織

(管理運営)

第40条 本短大の管理運営の責任は、学校法人沖縄キリスト教学院理事会が有し、その政策・財政・人事その他本短大に関する一切の管理権を有する。

(職員)

第 41 条 本短大に、学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他職員を置く。

(事務組織)

第 41 条の 2 事務組織については別に定める。

(学長)

第 41 条の 3 学長は、本短大の校務をつかさどり、職員を統督する。

2 学長に事故あるとき又は欠けたときは、学長があらかじめ定めた者が順位に従い学長の職務を代理又は代行する。

3 学長の選任について、必要な事項は別に定める。

第 10 章 納入金

(納入金)

第42条 学生は、次に掲げる納入金を各々所定の期日までに、納入しなければならない。

- | | |
|----------|------------------|
| 1 入 学 金 | 130,000円 (入学時のみ) |
| 2 授 業 料 | 660,000円 (年額) |
| 3 教育充実資金 | 160,000円 (年額) |
| 4 実験実習料 | 実費相当額 |

2 納入した授業料その他の学費は、事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

ただし、入学を内定した者が所定の期日までに入学の辞退を申し出た場合、入学金を除く学費を返還することができる。なお、納入後に休学する者の場合は、前項第2号・第3号の納入金については、これを復学時の納入金に振替えることができる。振替割合は別に定める。

3 実験実習料については、学科判定終了後10日以内に納入しなければならない。

4 在籍期間2年を超えて修学する者の授業料及び教育充実資金は、最終年次と同額とする。ただし、1個学期のみ履修して卒業する者は、年額の2分の1とする。

5 学費等納入金に関する規定は別に定める。

(私費外国人留学生授業料減免)

第42条の2 私費外国人留学生に対し、年額授業料の50%を減免し、授業料の徴収については、前期・後期の納付額からそれぞれ50%を減額した額を徴収する。

(休学期間中の学費及び在籍料)

第43条 休学期間中の学費はこれを徴収しない。ただし、休学者は在籍料として1個学期につき30,000円を、休学を許可された日から2週間以内に納めなければならない。

第 11 章 会 計

(会計)

第44条 本短大の維持経費についての予算は、学年度毎に理事会の承認を得て別に定める。

2 会計に関する規程は別に定める。

第 12 章 諸 表 簿

(諸表簿)

第45条 本短大に次の表簿を備える。

- (1) 本短大に関係ある法令その他諸規程
- (2) 学則・その他の諸規則・日課表・短大沿革誌
- (3) 職員名簿・履歴書・出勤簿・担当授業科目及び時間割表
- (4) 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- (5) 学籍簿・在学生台帳及び健康診断に関する表簿・成績記録簿
- (6) 往復文書処理簿
- (7) 会計帳簿
- (8) その他の法令又は理事会・学長が必要と認める諸表簿

附 則

- 1 この学則は、1959年4月1日から実施する。
- 2 この学則の施行に関して必要な事項は別に定める。
- 3 この学則の改廃は理事会の議決による。

附 則

この学則は、1963年1月11日から施行し、1963年度に入学を許可された者から適用する。

附 則

この学則は、1965年4月12日から施行し、1965年度に入学を許可された者から適用する。

附 則

この学則は、1967年7月1日から施行し、1967年度に入学を許可された者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、1967年12月12日から施行し、1967年度に入学を許可された者から適用する。
- 2 保育科開設の際、現に児童福祉科に在籍する学生は、保育科開設の日から同科に在籍するものとする。なお、当該学生が現児童福祉科の課程において履修した単位は、支障のない限り、保育科の課程で履修した単位とみなす。

附 則

この学則は、1968年12月16日から施行し、1969年度に入学を許可された者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、1969年10月16日から施行する。
- 2 キリスト教学科の廃科に伴う在籍者の取扱いについては、1970年3月31日まで有効とする。

附 則

この学則は、1970年11月5日から施行し、1971年度に入学を許可された者から適用する。

附 則

この学則は、1971年12月4日から施行し、1973年度に入学を許可された者から適用する。

附 則

この学則は、1972年11月20日から施行し、1973年度に入学を許可された者から連用する。

附 則

この学則は、1973年3月28日から施行し、1973年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、1974年3月4日から施行し、1974年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、1975年2月18日から施行し、1975年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、1977年4月1日から施行する。

2 第42条の規程については、1976年10月1日から遡及して施行する。

附 則

この学則は、1977年12月8日から施行する。

附 則

この学則は、1978年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1978年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、1978年12月19日から施行する。

附 則

この学則は、1979年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1980年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1980年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1980年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1980年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、1981年4月新入生から適用する。

附 則

この学則は、1982年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、1983年4月1日から施行する。ただし、第42条第1項の規定については、1983年度に入学を許可された者から適用する。

2 学則第42条第4項の規定については、1982年度に卒業延期となった者から適用する。

附 則

この学則は、1983年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1986年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1987年10月1日から施行し、1987年4月1日から適用する。ただし、第10条第2項第4号保育科専門教育科目中の「実習Ⅰ、Ⅱ」「ワードプロセッサⅠ、Ⅱ」（新設）、「保育内容総論」（廃講）については、1986年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、第17条については、1987年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1990年度において収容定員は、第4条の規定にかかわらず次の通りとする。 英語科 300名 保育科 150名

附 則

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1991年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、1992年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する学生定員は、2000年度までの間は、次の通りとする。

年度 学科	1992年度		1993年度～1999年度		2000年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
英語科	250名	450名	250名	500名	200名	450名

附 則

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1994年10月1日から施行し、1994年4月1日から適用する。ただし、第10条第2項第4号の規定については、1994年4月入学生から適用し、1994年4月以前に在学する者については支障のない限り適用する。

附 則

この学則は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項（授業科目及び単位数）は、1997年4月以前に在学する者について支障のない限り適用する。
- 2 第43条（休学在専科）については、1997年4月入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項（授業科目及び単位数）は、1998年4月以前に在学する者については支障のない限り適用する。

2 第42条（納入金）については、1998年4月入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、1999年4月1日から施行する。

2 第34条第2項（修業年限の通算）については、1998年10月1日から適用する。

3 第42条（納入金）については、1999年4月入学生から連用する。

4 第43条（休学在籍料）については、1999年4月入学生から適用し、1999年4月以前に在学する者については当分の間従前の規定を適用する。ただし、2000年度以降は全学生に適用する。

附 則

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2001年4月1日から施行する。ただし、第42条の2の規定については、2001年度に入学を許可された者から適用する。

附 則

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項第4号（保育科専門教育科目）は、2002年3月31日以前に在学する者については従前の例によることができる。

附 則

1 この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、2004年度における収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。 英語科 350名 保育科 200名

2 第10条第2項（授業科目・単位数）、第29条第2項（成績評価）、第30条第2項（教育職員免許）、第42条（納入金）は、2004年3月31日に在籍する者については従前の例による。

附 則

この学則は、2004年10月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、2005年4月1日から施行する。

2 附則1から附則50までの一連番号を削除する。

附 則

この学則は、2005年11月29日から施行し、2005年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年3月10日から施行し、2005年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、2006年4月26日から施行し、2005年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、2006年7月28日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、2008年4月1日から施行する。

2 2007年度の在学者で、卒業延期（休学及び留学を除く。）により在学年限を超える者の授業料は、最終年次の授業料の2分の1とする。ただし、1個学期のみ履修して卒業する者は、年額授業料の4分の1とする。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、2012年4月1日から施行する。

2 第30条第6項及び第7項に定める「観光実務士称号授与」に関する規定は、2014年3月31日をもって廃止する。

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2016年5月26日から施行する。

附 則

この学則は、2016年12月5日から施行し、2016年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、2024年4月1日から施行する。

(沖縄キリスト教短期大学保育科の存続に関する経過措置)

2 沖縄キリスト教短期大学保育科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず2024年

3月31日に該当学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 第4条の規定にかかわらず、英語科の収容定員は、2024年度から2025年度までは次のとおり定める。英語科は、2024年度から募集を停止したことにより、在籍学生がいなくなったときに廃止する。

	2024年度	2025年度
英語科	100名	0名

- 4 英語科の廃止に伴う在籍学生の取扱いについては、在籍学生がいなくなるまで従前のとおりとする。

附 則

この学則は、2025年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2026年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2号の規定の適用にあたって、同条中の地域こども保育学科収容定員については、次表に掲げる年度の人数に読み替えるものとする。

	年度	1年次	2年次	収容定員
地域こども 保育学科	2026年度	70人	100人	170人
	2027年度	70人	70人	140人

別表 1 教養教育科目

必修 選択の別		科目 CD	授 業 科 目	ナンバリング	単位数	週時間	備 考
必修 科目		10001	※ キリスト教学Ⅰ	CHR111101	2	2-0	
		10002	※ キリスト教学Ⅱ	CHR111102	2	2-0	
		10003	◇ 表 現 技 法	JLS112201	2	1-1	
		10004	※ コンピュータリテラシー	ITL113101	2	0-2	
選択 必修 科目	一般 科目	10088	絵本アニメーション演習	JLS122202	2	0-2	教員免許状取得希望者・保育士資格取得希望者は○必修
		10078	◇ 沖縄の言語	OKS124201	2	2-0	
		10071	科学リテラシー	NSS125101	2	1-1	
		10076	文系学生のための基礎数学演習Ⅰ	NSS125102	2	1-1	
		10077	文系学生のための基礎数学演習Ⅱ	NSS125103	2	1-1	
		10089	データサイエンス入門	NSS125204	2	1-1	
		10014	○ 日本国憲法	SSS116101	2	2-0	
		10015	心 理 学	SSS126201	2	2-0	
		10090	○ 体育一般	PHY1171103	2	1-1	
		10091	英語	FLS119111	2	0-2	
[註 1] 必修科目4科目8単位、選択必修科目8単位(英語2単位含)以上、計16単位以上履修しなければならない。 [註 2] 留学生・帰国生は、必修科目中の※印の科目を6単位、必修科目・選択必修科目より◇印の科目2科目を含む8単位以上、英語2単位、計16単位以上履修しなければならない。							

別表2 地域こども保育学科専門教育科目

必修選択の別	科目CD	授 業 科 目	ナンバリング	単位数	週時間	
必修科目	30100	保育原理	EEB3111101	2	2-0	(23単位)
	30003	教育原理	EEB3111102	2	2-0	
	30152	フレッシュマン・セミナー	EEB3111103	1	0-2	
	30126	子ども家庭福祉	EEB3112111	2	2-0	
	30006	キリスト教保育	EEB3112141	2	2-0	
	30124	発達心理学	EEU3121101	2	2-0	
	30134	乳児保育 I	EEM3131101	2	2-0	
	30182	沖縄の保育	EEB3111104	2	2-0	
	30157	子どもと造形表現	EET3131116	1	0-2	
	30158	子どもと健康	EET3131111	1	0-2	
	30169	飼育栽培	EET3131161	2	0-2	
	30159	子どもと言葉	EET3131114	1	0-2	
	30160	子どもと人間関係	EET3131112	1	0-2	
	30161	子どもと環境	EET3131113	1	0-2	
	30162	子どもと音楽表現	EET3131115	1	0-2	
選択科目	30163	保育内容指導法（健康）	EEM3231215	1	0-2	幼免または保育士資格取得希望者は必修
	30164	保育内容指導法（人間関係）	EEM3231212	1	0-2	
	30165	保育内容指導法（環境）	EEM3232213	1	0-2	
	30166	保育内容指導法（言葉）	EEM3232214	1	0-2	
	30167	保育内容指導法（音楽表現）	EEM3231216	1	0-2	
	30168	保育内容指導法（造形表現）	EEM3232217	1	0-2	
	30030	保育者論	EEB3211131	2	2-0	
	30170	保育・教育課程総論	EEM3232101	2	2-0	
	30133	保育内容総論	EEM3231111	2	0-2	
	30144	幼児理解と教育相談	EEM3232191	2	0-2	
	30146	特別支援教育論	EEM3231171	2	2-0	(18単位)
	30099	保育・教職実践演習（幼稚園）	EEI3252301	2	0-2	
	30125	教育の方法・技術	EEM3232151	2	0-2	幼免取得希望者は必修
	30145	教育社会学	EEM3232181	2	2-0	
	30155	教育実習	EEP3242121	4		
	30154	教育実習指導	EEP3242122	1	0-2	(9単位)
	30131	子どもの保健	EEU3121121	2	2-0	保育士資格取得希望者は必修
	30001	社会福祉	EEB3211122	2	2-0	
	30104	子どもの食と栄養	EEU3222131	2	0-2	
	30127	子ども家庭支援論	EEB3212123	2	2-0	
	30138	子育て支援	EEM3232131	1	0-2	
	30128	社会的養護 I	EEB3212132	2	2-0	

選 択 科 目	30129	子ども家庭支援の心理学	EEU3222102	2	2-0	保育士資格取得希望者は必修
	30130	子どもの理解と援助	EEU3222111	1	0-2	
	30019	音楽Ⅰ	EET3231101	1	0-2	
	30135	乳児保育Ⅱ	EEM3232202	1	0-2	
	30136	子どもの健康と安全	EEM3231222	1	0-2	
	30114	障害児保育	EEM3232141	2	0-2	
	30137	社会的養護Ⅱ	EEM3232221	2	0-2	
	30139	保育実習Ⅰ（保育所）	EEP3242131	2		
	30140	保育実習Ⅰ（施設）	EEP3241132	2		
	30141	保育実習指導Ⅰ（保育所）	EEP3242141	1	0-2	
	30142	保育実習指導Ⅰ（施設）	EEP3241142	1	0-2	
	30147	保育実習Ⅱ（保育所）	EEP3242233	2		
	30148	保育実習指導Ⅱ（保育所）	EEP3242243	1	0-2	
	30020	音楽Ⅱ	EET3231202	1	0-2	
	30149	地域子育て支援実習	EEP3242111	1		
	30171	保育体験活動	EEP3241101	1		(33単位)
	30172	幼児の生活	EET3232141	2	0-2	選択必修A 保育士資格取得希望者は1科目2単位選択必修
	30143	児童文化財研究	EEM3332161	2	0-2	
	30153	手話	EET3333272	2	0-2	
	30173	沖縄の学童保育	EET3232281	2	0-2	選択必修B 保育士資格取得希望者は1科目2単位選択必修
	30174	子どもの表現演習	EEM3332318	2	0-2	
	30175	野外活動（外遊びとキャンプ）	EET3232291	2	0-2	
	30176	絵本の世界Ⅰ	EET3231111	2	0-2	認定絵本士資格取得希望者は必修
	30177	絵本の世界Ⅱ	EET3232212	2	0-2	
	30178	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	EET3231113	2	2-0	児童厚生員資格取得希望者は必修
	30179	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法	EET3232214	2	0-2	
	30180	保育実習Ⅲ（児童館）	EEP3342234	2		
	30181	保育実習指導Ⅲ（児童館）	EEP3342244	1	0-2	
	30185	海外幼児教育研究（ハワイ）	EEB3313151	2	2-0	
	30186	海外幼児教育研修（ハワイ）	EET3333252	2		
	30183	海外幼児教育研究（台湾）	EEB3313152	2	2-0	
	30184	海外幼児教育研修（台湾）	EET3333253	2		

備考

1. 保育実習Ⅰ（保育所）、保育実習Ⅰ（施設）、保育実習Ⅱ（保育所）、保育実習Ⅲ（児童館）は、保育士資格を取得しようとする者が履修する。
2. 教育実習は、幼稚園免許状を取得しようとする者が履修する。
3. 開設年次・学期は、諸般の事情により変更があり得るので、特に休学・復学の際にはその旨注意すること。
4. 卒業後に、教員免許状・保育士資格を取得しようとする者は、科目等履修生として必要単位を修得することができる。但し、関連法の改正により教育課程に変更がある場合は、改正後の新課程を適用し、必要な単位の追加修得が必要となる。

変更事項を記載した書類

改正理由

学生定員を変更するため、学則の一部を改正する必要がある。

沖縄キリスト教短期大学学則の一部を改正（2026年4月1日施行）する学則（案）

沖縄キリスト教短期大学学則（1959年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

1. 第4条第2号を次のように改める。

第4条

- （2）学生の定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
地域こども保育学科	70名	140名

（事由）入学定員及び収容定員を変更するため。

附 則

- 1 この学則は、2026 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第4条第2号の規定の適用にあたって、同条中の地域こども保育学科収容定員については、次表に掲げる年度の人数に読み替えるものとする。

	年度	1 年次	2 年次	収容定員
地域こども 保育学科	2026年度	70人	100人	170人
	2027年度	70人	70人	140人

変更部分の新旧対照表

(新)	(旧)														
(略)	(略)														
第 4 条	第 4 条														
(1)	(1)														
(2) 学生の定員は次のとおりとする。	(2) 学生の定員は次のとおりとする。														
学 科	学 科														
入学定員	入学定員														
収容定員	収容定員														
地域こども保育学科	地域こども保育学科														
<u>70名</u>	<u>100名</u>														
<u>140名</u>	<u>200名</u>														
(略)	(略)														
附 則															
<u>1 この学則は、2026 年 4 月 1 日から施行する。</u>															
<u>2 第 4 条第 2 号の規定の適用にあたって、同条中の地域こども保育学科収容定員については、次表に掲げる年度の人数に読み替えるものとする。</u>															
<table><tr><td></td><td>年 度</td><td>1 年次</td><td>2 年次</td><td>収容定員</td></tr><tr><td rowspan="2">地 域 こども保 育学科</td><td>2026年度</td><td>70人</td><td>100人</td><td>170人</td></tr><tr><td>2027年度</td><td>70人</td><td>70人</td><td>140人</td></tr></table>		年 度	1 年次	2 年次	収容定員	地 域 こども保 育学科	2026年度	70人	100人	170人	2027年度	70人	70人	140人	
	年 度	1 年次	2 年次	収容定員											
地 域 こども保 育学科	2026年度	70人	100人	170人											
	2027年度	70人	70人	140人											

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 学則変更（収容定員変更）の内容	2
2. 学則変更（収容定員変更）の必要性	2
3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	2

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

沖縄キリスト教短期大学地域こども保育学科（以下、「地域こども保育学科」という）は、令和 8 年度に入学定員及び収容定員を以下のとおり変更する。この変更により、短期大学全体の入学定員及び収容定員を、以下のとおり変更する。

〔変更前〕

学科	入学定員	収容定員
地域こども保育学科	100 人	200 人
計	100 人	200 人

〔変更後〕

学科	入学定員	収容定員
地域こども保育学科	<u>70</u> 人	<u>140</u> 人
計	<u>70</u> 人	<u>140</u> 人

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

地域こども保育学科（令和 6 年度に保育科より名称変更）は、幼稚園教諭二種免許の教職課程を有し保育士養成施設として多くの人材を社会に送り出してきたが、全国的な 18 歳人口の減少、及び短期大学への進学率の低下、また近年の地域こども保育学科の定員充足状況等を踏まえ、入学定員数及び収容定員数を変更し、規模を適正化する必要がある。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（ア）教育課程の変更内容

地域こども保育学科において、令和 8（2026）年度の学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更は生じないことから学則第 10 条の 3 第 2 項第 1 号（別表 1）及び第 2 号（別表 2）の変更は生じない。したがって、収容定員変更前と同様に、教育研究上の目的及び学習成果、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に沿って、キリスト教精神に基づき、幅広い教養教育と専門的知識や技術を身につけ、地域を拠点に国内外の子どもや保育の課題を解決する力を培うための教育課程を編成する。

なお、教養教育に影響を与える授業科目はない。

（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容

収容定員変更前より、教育目的である「保育者養成」に必要な講義、演習、実習科目を

開設している。1 年次後期から始まる実習を前に、幼稚園・認定こども園・保育所・児童福祉施設等で、将来幼児教育・保育に関わる仕事をするための自覚と責任を養う「保育体験活動」や、地域の子育て支援について学び、学生自身が子育て支援プログラムを企画・実習を行う「地域子育て支援実習」では、事前・事後指導を丁寧に実施している。

入学前オリエンテーションや初年次教育である「フレッシュマン・セミナー」、各実習での実習後の個人面談、アドバイザー制度等により、きめ細かな履修指導、学生指導を行っている。

また、各授業におけるクラス定員数については、平成 26（2014）年度教授会において「原則となる定員数」を設定しており、講義クラス 50 人程度、演習クラスは 35 人程度とした定員管理を行ってきたが、学則変更（収容定員変更）に伴う入学定員数（70 人）より、講義クラス 35 人（2 クラス）、演習科目・実習科目 35 人（2 クラス）として、収容定員変更後の教育体制を維持する。

以上のように、教育方法及び履修指導方法については、収容定員変更前と比較して、同等以上の内容を担保する。

なお、教養教育に影響を与える授業科目はない。

（ウ）教育組織の変更内容

地域こども保育学科は、入学定員が 100 人から 70 人、収容定員が 200 人から 140 人へ減少するため、基幹教員数は、文部科学省短期大学設置基準の基幹教員数（11 人）を満たす教員組織とする。S/T 比率については、定員減前 18.2 人から定員減後 12.7 人と大きく改善される。なお、1 短期大学に 1 学科のため教養教育に影響はない。

（エ）大学全体の施設・設備の変更内容

本短大の既存の施設設備は、定員変更の前後で併設の大学との共用を含めた全体の施設・設備に変更はなく、定員減（入学定員 70 人、収容定員 140 人）前の入学定員 100 人、収容定員 200 人と同様の設備を有することから、既存の施設・設備で十分に対応が可能である。

なお、令和 6（2024）年度には、調理実習室及び絵画教室をリニューアルしており、令和 7（2025）年度には、模擬保育室を新設するなど、定員変更後の教育研究を行うに十分な施設・設備、図書館等を備え、教育環境を充実させている。

学生の確保の見通し等を記載した書類

目 次

(1) 収容定員を変更する組織の概要	2
① 収容定員を変更する組織の概要	
② 収容定員を変更する組織の特色	
(2) 人材需要の社会的な動向等	2
① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的，地域的，社会的動向の分析	
② 中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的，地域的動向の分析	
③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域	
④ 既設組織の定員充足の状況	
(3) 学生確保の見通し	4
① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	
② 競合校の状況分析	
③ 先行事例分析	
④ 学生確保に関するアンケート調査	
⑤ 人材需要に関するアンケート調査等	
(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	7

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 収容定員を変更する組織の概要

入学定員及び収容定員を変更する大学組織は以下のとおり。

学科	入学定員	収容定員	所在地
地域こども保育学科	70 (100)	140 (200)	沖縄県中頭郡西原町字翁長 777 番地

※ () は変更前の定員

② 収容定員を変更する組織の特色

沖縄キリスト教短期大学（以下、本学）は、国際的平和の島を目指し、キリスト教の精神に根差した人材養成、沖縄という地域からの貢献を目指して、昭和 34（1959）年に創設された。昭和 38（1963）年に児童福祉科が設置され、その後、昭和 42（1967）年に児童福祉科は廃科となり、同年保育科が設置された。また、令和 6（2024）年に保育科の名称を地域こども保育学科に変更した。

地域こども保育学科（以下、本学科）の教育研究上の目的は、以下のとおりである。

- （1）キリスト精神に基づき、創造的で、感性豊かな保育者を養成する。
- （2）学生と教師が相互の対話を重視し、人間力を高め合う保育者を養成する。
- （3）多彩なカリキュラムを通して、実践力、応用力を身につけた保育者を養成する。
- （4）国際的視野を持ち地域に貢献できる保育者を養成する。

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

本学科は、保育士養成課程と幼稚園教諭教職課程において、保育、幼児教育、児童福祉等に関わる人材を養成してきた。

【資料 1】進路状況では、本学科の就職希望者に対する就職内定率は令和 5（2023）年度は 100%、令和 6（2024）年度は 96%であり、就職先の業種別では、保育士・幼稚園教諭に内定した率が令和 5（2023）年度は 94%、令和 6（2024）年度は 92%となり、免許資格に関連した専門職に就職する割合が高く、社会に対して需要がある学科であると考えている。

② 中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

【資料 2】18 歳人口動態の変化によると、令和 8（2026）年度の 18 歳人口は 109.3 万人、

令和 12（2030）年は 104.9 万人と徐々に減少し、令和 17（2035）年には 97.1 万人になる予測である。

沖縄県における 18 歳人口は、【資料 3】18 歳人口予測によると、令和 8（2026）年は 16,506 人であり、令和 12（2030）年は 16,756 人と微増しているが令和 17（2035）年は 16,365 人に減少している。

【資料 4】進学者数・進学率の推移によると、全国の短期大学進学率は、平成 27（2015）年の 5.2%から令和 6（2024）年の 3.1%へ減少しており、沖縄県の短期大学進学率も平成 27（2015）年の 4.1%から令和 6（2024）年の 2.6%へ減少している。

以上のことから、18 歳人口増加及び短期大学への進学率の向上が期待しづらい状況にあるため、本学の入学定員を適正化することで定員充足を図る。

③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

令和 6（2024）年の学校基本調査にもとづく（別紙 1）「収容定員を変更する組織が置かれる都道府県への入学状況」が示すとおり、出身高校の所在地県別の入学者数の構成比では、沖縄県の比率が圧倒的に高く 97.14%である。これに対して、令和 6（2024）年度の本学科への入学者の出身高校の所在地は、沖縄県が入学者数 61 人中 60 人を占めており、沖縄県における出身高校の所在地県別入学者数と一致しているため、主な学生募集地域を沖縄県とすることは妥当であると判断できる。【図表 1】。

日本私立学校振興・共済事業団の「私立大学・短期大学等入学志願動向」にもとづく収容定員を変更する組織が置かれる都道府県の定員充足状況では、九州（福岡を除く）の充足率は令和 4（2022）年度は 79.47%、令和 6（2024）年度は 75.64%と減少しており、学生確保は厳しい状況にある。また、学問分野の教育系（短大全体）においては、令和 4（2022）年度の 73.96%から令和 6（2024）年度の 63.66%へと減少しており、学問分野においても学生確保は厳しい状況にある。

【図表 1】令和 6（2024）年度 入学者 都道府県別データ

沖縄キリスト教短期大学			
学科	入学者数	沖縄県	大阪府
地域こども保育学科	61	60	1

④ 既設組織の定員充足の状況

（別紙 2-1）「既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）」で示すとおり、本学科の入学定員充足率は、令和 2（2020）年度は 0.84 倍だったが、令和 6（2024）年度は 0.61 倍に減少しているため、入学定員の適正化を図り変更することで今後の定員充足率の改善が見込まれる。

(3) 学生確保の見通し

① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

(別紙3)「既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績」に示すとおり、学生募集のための広報活動として、主にオープンキャンパスや高校内入試説明会、各種ガイダンスへの参加を重点的に実施してきた。

オープンキャンパスでは、学科紹介、体験授業や在学生によるキャンパスツアーを通して本学のことを知ってもらうプログラムを実施。令和4(2022)年度より、年間実施回数をこれまでの5回から8回に増やすことで定期的に高校生が本学に接する機会を設けている。

高校内入試説明会では、沖縄県内高校へ赴き、教員及び入試課職員が本学の入試制度に加え学科の紹介等を少人数体制で実施。より本学への受験意欲を高めるためのプログラムを実施している。他にも高校教員(進路担当者)向け入試説明会を毎年実施し、本学入試制度の変更点の情報共有を行い、出願の際、生徒へ適切なアドバイスをしてもらえる環境整備に取り組んでいる。

上述で得た情報については入試委員会にて情報共有し、全学的な意思統一を行っている。

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

A) オープンキャンパスの充実

従来のプログラム(学科紹介、体験授業やキャンパスツアー)へのアンケート結果を踏まえ、高校生が要望する体験授業の内容を実施する。また、在学生の製作物の展示や学習内容を披露するプログラムを用意し、高校生が本学入学後、何がどのように出来るようになるのかイメージが持てるようにする。これらの取組みにより参加者の50%程度の受験率を目標とする。

B) 高校内入試説明会の強化

令和5(2023)年度は学科教員が34校訪問した。令和7年(2025)年度は45校を目標とし、競合校にはない「海外幼児教育研修」や本学独自科目をアピールすることで、オープンキャンパス参加者数1.2倍を目標とする。

C) SNSの活用

InstagramやYouTube等で「学生の日」「授業風景」「特色のある行事」「卒業生インタビュー」を配信し、高校生が本学の特色等に触れる機会を増やし、前述B)と同様オープンキャンパス参加者数1.2倍を目標とする。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

受験対象者に本学を進学先候補として認知してもらい、オープンキャンパスや高校内説明会への参加を促す。SNS も活用し、そこから受験率を上げる取組へと繋げ、上述した目標を達成することで令和 8（2026）年度の入学者は 70 人程度が見込まれる。

② 競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

沖縄県内の短期大学は 2 校あり、本学の他、沖縄女子短期大学がある。沖縄女子短期大学には児童教育学科があり、本学科と同じ学位の分野「教育学・保育学関係」である。

競合校との比較分析については、本学は併設されている沖縄キリスト教学院大学人文学部英語コミュニケーション学科の特性を活かし、地域こども保育学科の特色の一つである海外幼児教育研修の国際的な学びや語学の部分について相互で協力しながら実施している。また大学と併設ということもあり、教育学・保育学関係だけではない学内イベントへの参加、共有の施設設備の利用、キャリア関連情報の取得が可能である。より多様な経験や学びを深める機会が多いことで、保育の資格を活かしつつ出口の多様性に繋がるという点では、本学が競合校より優位な部分であると考ええる。

イ 競合校の入学志願動向等

沖縄女子短期大学児童教育学科の入学定員充足率は令和 4（2022）年度まで充足していたが、令和 6（2024）年度は 74.0%になっている【図表 2】。沖縄県内においては今後の充足率確保の厳しさが予想されるが、後述する定員を充足できる根拠等を総合的に判断して、入学定員変更後においても、学生確保は可能であると考えている。

【図表 2】競合校の入学定員充足率

競合校		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
児童教育学科	志願者数	253	227	163
	受験者数	-	-	-
	合格者数	215	200	159
	入学者数	210	191	148
	入学定員数	200	200	200
	入学定員充足率	105.0%	95.5%	74.0%

※ 競合校の受験者数は大学ホームページ等に公開されていないため不明。

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等

令和 5（2023）年度、令和 6（2024）年度は本学科及び競合する学科も入学定員が充足していない状況ではあるが、主な学生募集地域である沖縄県の 18 歳人口が急激な減少にはならないこと、また、本学科の就職希望者に対する就職内定率の高さや保育士・幼稚園教諭等の免許資格に関連した内定率の高さから社会的に需要がある分野であると考えられることより、入学定員の変更をもって定員充足を見込むことができる。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

本学科の教育環境については、併設されている沖縄キリスト教学院大学と同一キャンパス内において施設・設備を共有し、施設・設備の整備・改修等を実施する場合は併設大学も経費を相応に負担しており単独で実施する場合より経費を抑制することができる。また授業料等以外の、手数料等その他の費用については、これまで同様に別に徴収することとしている。こうした教育環境や、その他経費抑制への取組み、学生確保に向けた取組み、及び他大学の学生納付金を勘案し、本学科の学生納付金は、併設大学含めた法人全体で収支均衡を図れることを前提に、現行と同額の、初年度納付金 950,000 円（入学金 130,000 円、授業料 660,000 円、教育充実資金 160,000 円）と設定する。

本学科は、国の修学支援新制度の活用や大学独自の奨学金制度に加え、学費の延納申請ができる体制を整える等、学生の経済的事情にも配慮しており、学生納付金の設定は適切なものであると判断している。

③ 先行事例分析

先行事例がないため、省略。

④ 学生確保に関するアンケート調査

既設組織の実績に基づき定員を減じる計画であり、収容定員変更に係る学則変更の届出のため実施していない。

⑤ 人材需要に関するアンケート調査等

【資料 1】進路状況のとおり、本学科の進路状況報告として、就職希望者に対する就職内定率が令和 5（2023）年度 100%、令和 6（2024）年度 96%であり、本学科の養成する人材は、社会において需要があると考えている。

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

18歳人口の動向、短期大学への進学率の低下といった全国的な厳しい状況の中で、本学の地域こども保育学科においてもその影響を受けており、2019（令和元）年度に入学定員を満たして以降、入学者数が減少傾向にあり、定員未達の状況が続いている。

学生募集においては、オープンキャンパス、高校訪問、Web進路相談会の実施やSNS等を活用した情報発信等を積極的に行い、また2024（令和6）年度においては、「学科の現在の教育研究内容が、より具体的に学内外に的確に伝わるよう、実態を反映した名称とする」ことを目的に、従来の「保育科」から、「地域こども保育学科」に学科名称を変更する等、様々な取組みをしてきた。

今後はさらに、学生確保のための数値目標を掲げた取組みの強化やSNS等を活用した広報活動の強化等を行うことで、入学者数増を目指す。

これらの状況を踏まえて、教育の質保証の観点並びに地域こども保育学科の定員充足率の現状と今後の予測も併せた適正な入学定員等を勘案し、入学定員数を70人に減ずることとしたい。同学科の入学定員数を70人に減じても、基幹教員数の変更はなく（11名のまま）、さらに、学生一人ひとりにきめ細かな教育・指導を提供することができる。

学生の確保の見通し等を記載した書類(資料)

目 次

【資料 1】 沖縄キリスト教短期大学保育科 進路状況	2
【資料 2】 18 歳人口動態の変化	3
【資料 3】 18 歳人口予測（九州沖縄）	4
【資料 4】 進学者数・進学率の推移	5
（別紙 1） 収容定員を変更する組織が置かれる都道府県への入学状況	6
（別紙 2-1） 既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）	7
（別紙 3） 既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績	8

【資料 1】沖縄キリスト教短期大学保育科 進路状況

保育科

※令和 6（2024）年度入学生より学科名称変更適用（保育科→地域こども保育学科）のため、
令和 5 年度、令和 6 年度卒業生は保育科卒業となる。

進路状況

	令和 5（2023）年度 2024/5/1 現在	令和 6（2024）年度 2025/3/31 現在
卒業者数	56 人	59 人
就職希望者数	48 人	55 人
就職内定者数	48 人	53 人
■就職希望者に対する就職内定率	100.0%	96.4%

内定者産業別内訳

業種（大分類）	令和 5（2023）年度 2024/5/1 現在	令和 6（2024）年度 2025/3/31 現在
I 卸売業、小売業	1 人	1 人
M 宿泊業、飲食サービス業	1 人	3 人
N 生活関連サービス業、娯楽業	1 人	0 人
O 教育、学習支援業	10 人	16 人
P 医療、福祉	35 人	33 人
就職内定者 総計	48 人	53 人

令和 5（2023）年度： $(O+P) / \text{就職内定者数} = 94\%$

令和 6（2024）年度： $(O+P) / \text{就職内定者数} = 92\%$

【資料 2】18 歳人口動態の変化

出典：リクルート進学総研 マーケットリポート 2024 Vol.130 2025 年 2 月号 掲載
「18 歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向 全国版」

【資料 3】18 歳人口予測（九州沖縄）

出典：リクルート進学総研 マーケットレポート 2024 Vol.141 2025 年 2 月号 掲載
「18 歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向 九州沖縄版」

【資料 4】進学者数・進学率の推移

出典1：リクルート進学総研 マーケットリポート 2024 Vol.130 2025 年 2 月号 掲載
「18 歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向 全国版」

出典2：リクルート進学総研 マーケットリポート 2024 Vol.141 2025 年 2 月号 掲載
「18 歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向 九州沖縄版」

収容定員を変更する組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙 1

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位 5 都道府県）※直近年度

	都道府県名	人 数	構成比
1	沖縄県	272人	97.14%
2	北海道	1人	0.36%
2	神奈川県	1人	0.36%
2	愛知県	1人	0.36%
2	大阪府	1人	0.36%
2	山口県	1人	0.36%
2	愛媛県	1人	0.36%
2	大分県	1人	0.36%
2	その他	1人	0.36%
	全 体	280人	100.00%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合や収容定員の増加に係る学則変更認可申請の場合に作成（専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む）。大学院は作成不要。

○収容定員を変更する組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県)	充足率		
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	九州（福岡を除く）	79.47%	76.26%	75.64%
2				

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○収容定員を変更する組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	教育系	73.96%	68.36%	63.66%
2				

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

1. 各選抜方法の状況

		R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	平 均
総合型選抜	募集人数	55人	55人	55人	65人	62人	58人
	延べ人数	73人	84人	55人	66人	60人	68人
	志願者数	71人	84人	55人	65人	60人	67人
	受験者数	70人	84人	55人	64人	60人	67人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	2人	1人	0人	0人	2人	1人
	辞退者数	73人	84人	55人	66人	60人	68人
	志願者数	71人	84人	55人	65人	60人	67人
	受験者数	70人	84人	55人	64人	60人	67人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	2人	1人	0人	0人	2人	1人
	辞退者数	68人	83人	55人	64人	58人	66人
	入学者数	35人	35人	35人	25人	25人	31人
学校推薦型選抜	募集人数	12人	9人	9人	4人	3人	7人
	延べ人数	12人	9人	9人	4人	3人	7人
	志願者数	12人	9人	9人	4人	3人	7人
	受験者数	12人	9人	9人	4人	3人	7人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	12人	9人	9人	4人	3人	7人
	志願者数	12人	9人	9人	4人	3人	7人
	受験者数	12人	9人	9人	4人	3人	7人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	12人	9人	9人	4人	3人	7人
	入学者数	10人	10人	10人	10人	13人	11人
一般選抜	募集人数	4人	3人	10人	3人	1人	4人
	延べ人数	3人	3人	8人	2人	1人	3人
	志願者数	3人	3人	8人	2人	1人	3人
	受験者数	3人	3人	8人	2人	1人	3人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	3人	0人	1人	1人
	辞退者数	4人	3人	10人	3人	1人	4人
	志願者数	3人	3人	8人	2人	1人	3人
	受験者数	3人	3人	8人	2人	1人	3人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	3人	0人	1人	1人
	辞退者数	3人	3人	5人	2人	0人	3人
	入学者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
共通テスト利用入試	募集人数						#DIV/0!
	延べ人数						#DIV/0!
	志願者数						#DIV/0!
	受験者数						#DIV/0!
	合格者数						#DIV/0!
	うち追加合格者数						#DIV/0!
	辞退者数						#DIV/0!
	志願者数						#DIV/0!
	受験者数						#DIV/0!
	合格者数						#DIV/0!
	うち追加合格者数						#DIV/0!
	辞退者数						#DIV/0!
	入学者数						#DIV/0!
その他の特別選抜	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延べ人数	1人	1人	0人	3人	2人	1人
	志願者数	1人	1人	0人	3人	2人	1人
	受験者数	1人	1人	0人	3人	2人	1人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	辞退者数	1人	1人	0人	3人	1人	1人
	志願者数	1人	1人	0人	3人	1人	1人
	受験者数	1人	1人	0人	3人	1人	1人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	辞退者数	1人	1人	0人	3人	0人	1人
	入学者数	100人	100人	100人	100人	100人	100人
合計	募集人数	90人	97人	74人	76人	66人	81人
	延べ人数	87人	97人	72人	74人	66人	79人
	志願者数	86人	97人	72人	73人	65人	79人
	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合格者数	2人	1人	3人	0人	4人	2人
	うち追加合格者数	90人	97人	74人	76人	65人	80人
	志願者数	87人	97人	72人	74人	65人	79人
	受験者数	86人	97人	72人	73人	65人	79人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	2人	1人	3人	0人	4人	2人
	辞退者数	84人	96人	69人	73人	61人	77人
	入学者数						
	募集人数						

3. 入学定員充足率

	R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	平 均
入 学 定 員	100人	100人	100人	100人	100人	100
入 学 定 員 充 足 率	0.84	0.96	0.69	0.73	0.61	0.77
歩 留 率	0.98	0.99	0.96	1.00	0.94	0.97

(備考)

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

別紙 3

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：沖縄キリスト教短期大学地域こども保育学科、オープンキャンパス

	R 5 年度入試	R 6 年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	209人	204人	①取組概要 学科紹介、体験授業や在学生によるキャンパスツアーを通して本学のことを深く知ってもらうプログラムを実施。 令和5（2023）年度入試対象【令和4（2022）年度開催：計8回開催】 [令和4（2022）年4月・5月・6月・7月・8月・11月・12月・令和5（2023）年3月] 令和6（2024）年度入試対象【令和5（2023）年度開催：計6回開催】 [令和5（2023）年5月・6月・7月・8月・11月・令和6（2024）年3月] ②過去の取組実績を踏まえた収容定員を変更する組織の入学者数の見込みに関する分析 過去2年間を見てみると、参加者が実際に入学まで繋がった割合が41.4%（令和5年度入試）、45.2%（令和6年度入試）となっており、まだまだ改善の余地はあると考えている。実施時期やプログラム内容の検討を行い入学率を50%まで上げること、また高校訪問やガイダンスへの参加数を増加させ実施案内についての広報を強化し、オープンキャンパス参加者数を1.2倍程度増やすことで、入学定員70人の確保が想定される。
うち受験対象者数 (b)	145人	126人	
うち受験者数 (c)	60人	58人	
うち入学者数 (d)	60人	57人	
(受験率 c/b)	41.4%	46.0%	
(入学率 d/b)	41.4%	45.2%	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称：沖縄キリスト教短期大学地域こども保育学科、高校内入試説明会

	R 5 年度入試	R 6 年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	98人	69人	①取組概要 高校へ赴き少人数体制で入試対策や学科紹介等を実施。 オープンキャンパスへの参加を促し、入学者確保対策の役割を担っている。 令和5（2023）年度入試対象 [令和4（2022）年度開催]：実施校数 35校 令和6（2024）年度入試対象 [令和5（2023）年度開催]：実施校数 34校 ②過去の取組実績を踏まえた収容定員を変更する組織の入学者数の見込みに関する分析 高校教員との連携を強化し参加者増、及び内容強化を実施することでオープンキャンパスへの参加と繋ぎ、入学率を55%程度確保できれば入学定員70人の確保が想定できる。
うち受験対象者数 (b)	72人	59人	
うち受験者数 (c)	40人	28人	
うち入学者数 (d)	40人	28人	
(受験率 c/b)	55.6%	47.5%	
(入学率 d/b)	55.6%	47.5%	

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	キム ヨンス 金 永秀 ＜令和6年4月＞		Doctor of Ministry (米国)		沖縄キリスト教短期大学 学長 (令和6.4～令和10.3)